

令和4年3月16日

学生 各位

国際センター長

海外留学に係る渡航基準改正について(通知)

本学では、海外留学が長期間に渡り制限されることによる学修等への影響を減少させるため、「ジョイント／ダブル・ディグリー・プログラム」及び「派遣期間が9ヶ月以上の交換留学」に限り、学生が渡航先の防疫措置を確認していること等を条件として、外務省感染症危険情報レベル2及び3の場合であっても留学できるよう基準を令和3年7月より緩和したところです。

しかし、感染症への知見の蓄積に加え、新たな変異株の流行等による感染症の影響が長期化することが見込まれ、終息を待っていると一度も留学機会を得られないまま卒業する学生が多く生じる可能性があること等を踏まえ、この度、海外留学を行う機会を拡大するため、下記の通り改正することとしましたので通知します。

留学を希望する方は国際課または協定校のコーディネーター教員に相談してください。また、現在国際課への相談は事前予約がなくても受け付けておりますが、2022年4月からは事前のオンライン予約が必要となります。(詳細は別途お知らせいたします。)

記

1.交換留学（「トビタテ！留学JAPAN」による留学を含む。）

- (1) 派遣予定日の1ヶ月前において、当該留学予定国・地域における感染症危険情報レベルが2以上のときは、原則として派遣しない。ただし、感染症危険情報レベル2または3において、派遣予定学生が危険情報を正しく理解した上で派遣を希望し、同時に派遣予定学生に対する受入機関等による安全確保等の支援が十分であると認められるときは、学位の取得における現地学修の必要性等諸事情を考慮して個別に検討のうえ、学長が派遣可否を決定する。
- (2) 感染症危険情報レベルが1以下になったときは、本学が別途定める事項を派遣予定者が事前に了承することを前提に派遣する。

2.ジョイント／ダブル・ディグリー・プログラムによる学生の派遣

- (1) 派遣予定日の1ヶ月前において、当該留学予定国・地域における感染症危険情報レベルが2以上のときは、原則として派遣しない。ただし、感染症危険情報レベル2または3において、派遣予定学生が危険情報を正しく理解した上で派遣を希望し、同時に派遣予定学生に対する受入機関等による安全確保等の支援が十分であると認められるときは、学位の取得における現地学修の必要性等諸事情を考慮して個別に検討のうえ、学長が派遣可否を決定する。
- (2) 感染症危険情報レベルが1以下になったときは、本学が別途定める事項を派遣予定者が事前に了承することを前提に派遣する。

3.研究指導委託、国際学会への出席等による派遣

- (1) 派遣予定日の1ヶ月前において、当該派遣予定国・地域における感染症危険情報レベルが2以上のときは、原則として派遣しない。ただし、派遣期間が3ヶ月以上あり、かつ研究指導委託または海外での教育研究活動が必要とされる公的機関や本学が実施するプログラムにより派遣するものに限り、レベル2または3において、派遣予定学生が危険情報を正しく理解した上で派遣を希望し、同時に派遣予定学生に対する受入機関等による安全確保等の支援が十分であると認められるときは、学位の取得における現地学修の必要性等諸事情を考慮して個別に検討の上、学長が派遣可否を決定する。
- (2) レベルが1以下となったときは、本学が別途定める事項を派遣予定者が事前に了承することを前提に派遣する。

以上

<本件担当>

国際課留学生係

Tel : 075-724-7131

Mail : go@jim.kit.ac.jp